

多摩市移動支援事業のよくある質問

Q1 移動支援と併用できないサービスはありますか。

A1 重度訪問介護、行動援護、同行援護をご利用の方は、移動支援事業をご利用いただけません。

Q2 旅行に移動支援を利用できますか。

A2 利用できません。ただし、就寝時間等サービス提供を行っていない時間は算定対象となりません。

Q3 高齢者向け住まい、施設へ入居しても移動支援を利用できますか。

A3 住まい、施設の種類によっては移動支援事業を利用できる場合があります。個別にご相談ください。

Q4 入院中及び入退院に移動支援を利用できますか。

A4 個別にご相談ください。

Q5 自宅とグループホーム間の移動に移動支援事業を利用することはできますか。

A5 通所と同じ取扱いになるので、利用することはできません。

Q6 短期入所利用中に移動支援は利用できますか。

A6 短期入所の利用は施設入所に当たるため、利用することはできません。

Q7 移動支援事業における通院利用について、一律に認められていませんか。

A7 定期的な通院は認められていませんが、保護者の急病・怪我等やむを得ない事情により、一時的に障がい者（児）に付き添えない場合や、予防診療等の余暇活動に近い性質の通院は認められる場合があります。個別にご相談ください。

Q8 通学や通所において、送迎バス等が出ている場合、自宅・バス停間の付き添いに移動支援を使うことができますか。

A8 多摩市の移動支援事業は、通学や通所といった定期的な利用については使うことができません（一部を除く）。そのため、送迎が出ている場合の自宅・バス停間の付き添いも、通学や通所の一部とみなすので、利用は認められません。

Q9 愛の手帳の申請中でも、医師の診断書があれば移動支援事業の認定はできますか。

A9 手帳を不所持でも、診断書により移動支援事業の認定をすることができます。ただし、診断書により認定ができるのは「手帳が取得できない」場合のため、手帳の申請中の場合は認定することができません。

Q10 移動支援事業においてプール・温泉利用はできますか。

A10 プール・温泉施設等管理者がいる場所については、原則として利用することはできませんが、利用施設の管理者側において障がい者への合理的配慮が行われておらず、ヘルパーが移動支援事業の対象となる支援を行った場合は利用することができます。

なお、プール・温泉利用時のサービス提供は事業者の義務ではないので、事前に利用予定の事業者にご相談ください。また、利用にあたっては安全性確保等の観点から留意事項の確認等が必要なので、個別にご相談ください。

Q11 多摩市の移動支援事業における食事負担や交通費の取扱いについて教えてください。

A11 多摩市は事業費のみ支払っており、食事代や交通費は支払っていません。送迎は、原則として公共交通機関をご利用ください。

Q12 車両移動支援、グループ支援は行っていますか。

A12 多摩市の移動支援事業は、個別移動支援のみ認めています。車両移動支援、グループ支援は現在認めていません。

Q13 多摩市から転出した場合は、移動支援事業を継続して利用することができますか。

A13 多摩市の移動支援事業の対象となる者は、市内に住所を有する者なので、多摩市外へ転出した場合は移動支援事業の対象となりません。ただし、転出先がグループホーム等の場合は継続利用が認められる場合があります。

Q14 移動支援の対象となる利用目的を教えてください。

A14

- ・公民館などへの講座参加
- ・趣味活動への参加（音楽会、映画など）
- ・買い物への付き添い
- ・地域を知るため、鉄道やバスなど公共交通の利用体験などの付き添い
- ・その他の社会参加活動
- ・通学の一部
- ・その他 社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のための外出

Q15 移動支援の対象とならない利用目的を教えてください。

A15

- ・通勤、通学（一部を除く）、通所、通院等の送迎
- ・学童クラブへの送迎
- ・作業所への送迎
- ・経済活動・収益を得るための活動への移動支援
- ・その他、通年かつ、長期にわたる継続的外出
- ・社会通念上不適切と考えられる移動支援（ギャンブルなど）

Q16 通学利用が認められる範囲を教えてください。

A16 多摩市の移動支援事業は、通学や通所といった定期的な利用については使うことができませんが、通学利用については、一部を認めています。認められている範囲は、以下の両方に該当するときです。

- ・ 単独で通学すること及び保護者等が就労、障害、病気等から通学に付き添うことが困難
 - ・ 本人の通学区域外へ設置されている特別支援学級（市立小学校・中学校）へ通う方
- ※ 通常学級、特別支援教室、通級指導教室、特別支援学校及び通学区域内の特別支援学級へ通う方は対象外です。

また、上記に該当する場合は、学童への通所利用も認められる場合があります。

Q17 利用できる移動支援事業所を教えてください。

A17 多摩市へ登録されている事業所であれば、市内外を問わずに利用できます。登録事業所については、障害福祉課相談支援担当までご確認ください。なお、登録事業者一覧に掲載されていない移動支援事業所は利用することができません。

お問合せ先

多摩市 健康福祉部 障害福祉課 相談支援担当

〒206-8666 多摩市関戸6-12-1

TEL 338-6847 Fax 371-1200